

会長	局長	次長	副課長	所長	係長	主任	担当

居宅サービス契約書

(介護予防含む)

様（以下「ご利用者」といいます）と社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「事業者」といいます）は、事業者がご利用者に提供する居宅サービスについてその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

第1条 この契約の目的

- 1 事業者は、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、次の介護保険給付の対象となるサービスを提供します。
- ①訪問介護（サービス内容：別紙1「訪問介護サービス説明書」）
- ②認知症対応型通所介護
(介護予防含む)(サービス内容：別紙2「認知症対応型通所介護サービス説明書」)
- ③小規模多機能型居宅介護
(介護予防含む)(サービス内容：別紙3「小規模多機能型居宅介護サービス説明書」)

第2条 重要事項説明書の準用

以下の本契約に規定されている内容以外の重要な事項については、別添の重要事項説明書の準用をもって契約内容とします。

第3条 契約の期間

この契約の契約期間は令和 年 月 日から始まり、ご利用者の要介護（要支援）認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了までとします。

ただし、契約期間の満了日以前に、ご利用者の要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定等有効期間の満了日が更新された場合、または要介護認定等の更新認定を受けた場合は、更新後の要介護認定等の有効期間が満了する日までとします。

第4条 契約の解約

契約の解約については、重要事項説明書「7.【解約について】」の準用をもっての契約内容とします。

事業者がご利用者に、別添重要事項説明書（別紙 . . . を含む）の内容を説明のうえで本契約を締結します。

なお、上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者（代理人）、事業者が署名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	所在地	兵庫県朝来市新井73番地1
	名称	社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会
	代表者	会長 伊藤 宣廣 ⑩

ご利用者	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	⑩